

浜松市規則第 4 8 号

浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市浜北温泉施設あらたまの湯条例施行規則（平成 1 8 年浜松市規則第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第 4 条 条例第 1 1 条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、<u>その減免の割合は当該各号に定めるものとする。</u></p> <p>(1) 7 0 歳以上の者が利用する場合 <u>5 割</u> (条例別表に規定する入浴料（以下「入浴料」という。）に限る。)</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者が利用する場合 <u>5 割（入浴料及び条例別表に規定する貸切風呂利用料（以下「貸切風呂利用料」という。）に限る。）</u></p> <p>(3) 厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳を所持する者が利用する場合 <u>5 割（入浴料及び貸切風呂利用料に限る。）</u></p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者が利用する場合 <u>5 割（入浴料及び貸切風呂利用料に限る。）</u></p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第 4 条 条例第 1 1 条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、<u>その利用料金は条例第 1 0 条第 2 項の規定により定められた利用料金の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p> <p>(1) <u>市内に住所を有する</u> 7 0 歳以上の者が利用する場合 <u>2 分の 1</u>（条例別表に規定する入浴料（以下「入浴料」という。）に限る。)</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者が利用する場合 <u>2 分の 1</u></p> <p>(3) 厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳を所持する者が利用する場合 <u>2 分の 1</u></p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者が利用する場合 <u>2 分の 1</u></p>

<p>(5) 前3号に掲げる者の入浴を介護する者が当該介護のために利用する場合 <u>5割</u> (入浴料1人分に限る。)</p> <p>(6) 市長が別に定めるところにより認定する高齢者の団体が利用する場合 <u>5割</u> (入浴料に限る。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(5) 前3号に掲げる者の入浴を介護する者が当該介護のために利用する場合 <u>2分の1</u> (入浴料1人分に限る。)</p> <p>(6) 市長が別に定めるところにより認定する高齢者の団体が利用する場合 <u>2分の1</u> (入浴料に限る。)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

(あらし)

この規則は、70歳以上の者が利用する場合の減免についての規定の見直しを行うほか、所要の整備を行うものです。